

## 2008.12.25 第296回定例会反対討論 日本共産党 野村節子

日本共産党の野村せつ子です。私は、第5号から第10号まで、第15号、17号、18号、20号、28号、38号、47号、54号、62号の15議案に異議がありますので、反対の立場から討論します。

まず、第17号以外の公共施設の指定管理者制度に関連する議案を一括して意見を述べます。公共施設に「利用料金制度」を導入するための条例改正ですが、従来の使用料と違い、利用料が指定管理者の収入となるため、一定の範囲内ではありますが値上げが可能になるので反対します。

また指定管理者の新たな指定の議案ですが、第28号の防災館と第54号の足利地区の県営住宅は、県直営に戻すべきと考えます。防災館については9月議会でその理由を述べました。県営住宅は、低所得世帯や高齢者・一人親世帯などに優先的に住居を提供しており、とくに生活苦が広がる中、やむなく家賃を滞納してしまう世帯には、減免制度の徹底や納入についての相談など親身な対応が求められているからです。個人情報保護の観点からも懸念があります。

第38号、47号、62号はそれぞれ民間企業を指定管理者に指定しているので、反対します。

その理由は、第1に、県民の福祉を増進し、公平・平等な利用を保障する公の施設は、営利を目的とした企業による管理はなじまないと考えるからです。収益を上げるには利用料の引き上げか、安全管理やサービスの質を落とさざるを得なくなります。また正当な理由なく使用を拒んではならないとされている点も守られるか懸念されます。

第2に、施設から得た収益は県民に還元するべきだからです。とくに第38号のマロニエプラザは、唯一、県の債務負担行為がなく収益が還元される施設です。指定管理者は県民の税金で建設した施設を使い、投資なしに収益を上げることになり、公の施設を一部の企業のビジネスに提供することには違和感があります。

第3に、特定業者との癒着のおそれです。指定管理者制度は議員の兼業禁止を定めた地方自治法の規定の対象になっておらず、議員の関係企業の参入は禁止されていません。それゆえに特定企業との癒着がおきる可能性は否定できず、法的な問題はなくても道義的な問題は残ります。県民から疑念を持たれることがないように制度改正が必要だと思います。

最後に第17号ですが、鹿沼農業高校と栗野高校を統合することに異議があります。県立高校再編・統廃合計画は、「1学年四学級以下」の学校を対象にしており、このような基準では再編したばかりの学校でさえ、次の統廃合の対象になりかねません。学級数にこだわらず、一クラスの学級定数を減らし、少人数学級とすることが高校教育の充実に望ましいことです。これはとちぎの未来を担う人づくりの「必要経費」ではないでしょうか。統廃合は教育の機会均等を保障した憲法から見ても問題です。身近な高校がなくなれば、遠距離通学による生徒や父母の負担は増大します。また地域社会にとっても社会的つながりや経済効果が失われ、過疎化に拍車がかかり、地域間格差も広がります。県立高校をもっぱら教職員べらし、経費削減の視点で再編することは、「人づくり」への逆行です。このさい県立高校再編・統廃合計画は見直すべきであることを強く主張し、反対討論といたします。